

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	本人の同意のない医療保護入院の措置に対する同意
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 1 項第 1 号、第 33 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために法第 20 条 (本人の同意に基づく入院) の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの (町を居住地とする者に限る。) について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、町長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。法第 34 条第 2 項の規定により移送された者について、町長の同意があるときも、同様とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日